

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分 (根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	不開示	不開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号
4	R5. 9. 11	R5. 10. 11	4月25日 メール 添付ファイル 5月11日 メール 添付ファイル 5月12日 メール 5月20日 文書 5月23日 メール 添付ファイル 5月27日 メール 添付ファイル 6月 2日 文書 6月22日 メール 添付ファイル 7月11日 メール 添付ファイル 7月19日 メール 8月 2日 メール 添付ファイル 8月12日 メール 添付ファイル 8月17日 メール 添付ファイル 8月19日 メール 8月19日 メール 添付ファイル 8月23日 メール 添付ファイル 8月24日 契約書	76		1										(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第6号) 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局人権部人権施策推進課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
10	R5. 8. 21	R5. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディング型(eラーニング)コンプライアンス推進研修(管理監督者向け)テキスト及びテスト ・リーディング型(eラーニング)コンプライアンス推進研修(一般職員向け)テキスト及びテスト ・職層別研修「新任研修(前期)」 「東京都におけるコンプライアンス」テキスト ・技能長・担任技能長研修の研修テキスト ・管理職候補者研修「都政実務(人事管理)」テキスト ・講師養成研修「都におけるコンプライアンス」テキスト ・スキルアップ研修「使命と倫理」テキスト ・課長代理研修テキスト ・統括課長代理研修テキスト ・管理職候補者研修「危機管理・非行防止」テキスト ・課長研修I「課長の仕事の進め方・人材育成技法」テキスト ・講師養成研修「都におけるコンプライアンス」資料 ・講師養成研修「コンプライアンス推進研修」の進め方テキスト ・幹部研修「ハラスメント対策研修」テキスト ・幹部研修「危機管理研修」テキスト ・部長研修「労務管理(ハラスメント対策)」テキスト ・講師養成研修「地方自治体のコンプライアンス」テキスト ・コンプライアンス研修で使用しているDVD(映像教材) 	633		1												<p>(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため</p> <p>(条例第7条第3号) 法人等が独自に収集した情報が含まれており、公にすることにより法人等と情報収集先との信頼関係が損なわれ、法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(条例第7条第6号) 過年度の処分事例に関連する人事管理情報であり、公にすることで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>事業者が、事業情報の流出を恐れて都の研修業務への参入を忌避する、又は都に提供する研修テキストの質・量を低下させる等の対応を取る可能性が考えられる。研修講師及び研修テキストの質の担保は都の人材育成事業の根幹をなすものであり、開示によって事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	総務局人事部人事課
11	R5. 8. 21	R5. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・リーディング型(eラーニング)コンプライアンス推進研修(管理監督者向け)テキスト及びテスト ・リーディング型(eラーニング)コンプライアンス推進研修(一般職員向け)テキスト及びテスト ・職層別研修「新任研修(前期)」 「東京都におけるコンプライアンス」テキスト ・技能長・担任技能長研修の研修テキスト ・管理職候補者研修「都政実務(人事管理)」テキスト ・講師養成研修「都におけるコンプライアンス」テキスト ・スキルアップ研修「使命と倫理」テキスト ・課長代理研修テキスト ・統括課長代理研修テキスト ・管理職候補者研修「危機管理・非行防止」テキスト ・課長研修I「課長の仕事の進め方・人材育成技法」テキスト ・講師養成研修「都におけるコンプライアンス」資料 ・講師養成研修「コンプライアンス推進研修」の進め方テキスト ・幹部研修「ハラスメント対策研修」テキスト ・幹部研修「危機管理研修」テキスト ・部長研修「労務管理(ハラスメント対策)」テキスト ・講師養成研修「地方自治体のコンプライアンス」テキスト ・コンプライアンス研修で使用しているDVD(映像教材) 	633		1											<p>(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため</p> <p>(条例第7条第3号) 法人等が独自に収集した情報が含まれており、公にすることにより法人等と情報収集先との信頼関係が損なわれ、法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(条例第7条第6号) 過年度の処分事例に関連する人事管理情報であり、公にすることで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>事業者が、事業情報の流出を恐れて都の研修業務への参入を忌避する、又は都に提供する研修テキストの質・量を低下させる等の対応を取る可能性が考えられる。研修講師及び研修テキストの質の担保は都の人材育成事業の根幹をなすものであり、開示によって事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	総務局人事部人事課	
12	R5. 10. 10	R5. 10. 23	自動車保険保険契約明細書及び一般自動車保険保険契約明細書(総務局大島支庁)	172		1							1					<p>(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため</p>	総務局大島支庁総務課
13	R5. 10. 10	R5. 10. 24	自動車保険保険契約明細書及び一般自動車保険保険契約明細書	88		1							1					<p>(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため</p>	総務局八丈支庁総務課
14	R5. 10. 10	R5. 10. 24	自動車保険保険契約明細書及び一般自動車保険保険契約明細書(総務局小笠原支庁)	54		1							1					<p>(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため</p>	総務局総務部情報公開課
15	R5. 10. 10	R5. 10. 24	自動車保険保険契約明細書及び一般自動車保険保険契約明細書(総務局三宅支庁)	41		1							1					<p>(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため</p>	総務局大島支庁総務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
16	R5. 10. 10	R5. 10. 24	令和5年7月24日付行政書士又は行政書士法人に対する懲戒処分請求書	17	1						1	1	1		1				特定の個人を識別することができるため又は法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため、行政書士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局行政部振興企画課
17	R5. 10. 14	R5. 10. 27	【開示】 ・ 知事講評文 ・ 9月3日知事行動記録 ・ 関東大震災100年出張博物館企画提案書 ・ 関東大震災100年出張博物館の企画展示物及び説明文	61	1															総務局総合防災部 防災管理課
18	R5. 10. 14	R5. 10. 27	【一部開示】 ・ 総合防災訓練に係る出張博物館の展示物作成委託に係る請求書	61	1						1	1	1						(条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	総務局総合防災部 防災管理課
19	R5. 9. 25	R5. 10. 27	平成28年度から本日まで玉川上水について 1. 民間事業者から東京都への玉川上水全ての打ち合わせ記録 2. 東京都から民間事業者との玉川上水全ての打ち合わせ記録 3. 民間事業者から東京都への玉川上水についての全ての申請（文書、図画、メモ、メール） 4. 東京都から民間事業者への玉川上水について全ての申請の返信または許可など（文書、図画、メモ、メール）						1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部情報 公開課
20	R5. 9. 25	R5. 10. 27	平成28年度から本日まで玉川上水について 1. 渋谷区から東京都への玉川上水全ての打ち合わせ記録 2. 東京都から渋谷区からの玉川上水全ての打ち合わせ記録 3. 渋谷区から東京都への玉川上水についての全ての申請（文書、図画、メモ、メール） 4. 東京都から渋谷区からの玉川上水について全ての申請の返信または許可など（文書、図画、メモ、メール）						1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部情報 公開課
21	R5. 9. 29	R5. 10. 30	令和4年4月25日メール及び添付資料 令和4年8月12日メール及び添付資料 令和4年8月17日メール及び添付資料	9	1						1				1				(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため (条例第7条第6号) 業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局人権部人権 施策推進課
22	R5. 10. 24	R5. 10. 31	下記案件に係る金入りの委託総括書、種別内訳書、代価明細表、材料品調書及び機械器具調書 ・ 契約番号05-01574 キワダ沢砂防工事に伴う測量、地質調査及び詳細設計その2 ・ 契約番号05-01575 阿古地区第一沢（仮称）砂防工事に伴う測量、地質調査及び詳細設計 ・ 契約番号05-01584 タミヤマ沢砂防工事に伴う基本設計その2	279	1															総務局三宅支庁土 木港湾課